

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱について

第一 債権譲渡の承諾に係る方針

1 目的

小笠原村（以下「村」という。）が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、村は、請負者が保有する工事請負代金債権を株式会社新銀行東京に譲渡することに関し、村が工事請負契約に係る標準契約書（以下「工事請負契約書」という。）第4条第1項ただし書きに基づき承諾する場合に必要な事項をこの取扱において定める。

2 対象工事

村が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

- （1） 請負金額が1,000万円以上の建設工事であって、競争入札により請負者が決定された案件であること。

ただし、請負金額が1,000万円以上の建設工事であって、競争入札による落札者がいないため随意契約により請負者が決定された案件についても、村長が特に必要と認める場合においては対象工事とすることができる。

なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。

- （2） 小笠原村契約事務規則（平成18年小笠原村規則第6号）第47条の規定に基づく前金払又は同規則第48条の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払又は部分払相当割合を概ね超えていること。

- （3） 以下に掲げる事項に該当していないこと

債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

工事請負契約書第43条第1項各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不適当と判断される場合

あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第4条第1項ただし書きを適用しない契約である場合

3 譲渡対象債権

譲渡対象となる債権は、当該請負工事が完成した場合における工事請負契約書第31条

第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する村の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第46条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負金額から、既に支払いを受けた前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の村の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

4 請負者及び債権譲受人の条件

債権譲渡の承諾を申請する請負者及び債権譲受人が満たすべき条件は以下のとおりとする。

(1) 請負者は次の条件を全て満たしていること。

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合

次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 破産した場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社整理又は特別清算開始の場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

(2) 債権譲受人は次の者であること。

株式会社新銀行東京

第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続

1 債権譲渡の承諾申請

請負者及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、以下のとおり申請書類を提出する。

(1) 提出する申請書類は次のとおりとする。

債権譲渡承諾依頼書（様式1）

3部

「公共工事代金債権信託契約書」の写し 1 部
請負者及び債権譲受人の印鑑証明書(発効日から 3 箇月以内のものに限る。)

各 1 部

下請負人に対する支払計画書(様式 2) 1 部

(請負者が中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合に限る)

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの(*約款等の写しを添付の上該当する条項を朱線等で明示しておくこと) 1 部

(2) 申請書類の提出先は、財政課財政係(以下「契約担当部署」という。)とし、当該工事の履行期限の 2 週間前までに提出すること。(必着)

この際、契約担当部署は債権譲渡承諾依頼書に受領日の受付日付印を押印し、提出日を明確にすること。

2 申請内容の確認

1 により申請を受けた契約担当部署は、チェックリスト(様式 4)を使用し、以下の事項について確認する。

(1) 対象工事が第一の 2 の条件を満たしていること。

(2) 請負者及び債権譲受人が、第一の 4 の条件を満たしていること。

なお、請負者が、申請日から過去 2 年間工事成績不良による指名停止措置を受けていないことを確認すること。

(3) 債権譲渡承諾依頼書について

同じものが 3 部提出されていること。

本取扱いに定める様式 1 を使用しており、必要事項の全てが記載されていること

「工事名、工事場所、契約締結日、工期及び請負代金額」及び「請負者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名」が工事請負契約書と一致すること。

請負者が使用した印が工事請負契約書に押印したものと同一であること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。

債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、印鑑証明書と一致すること。

支払済の前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が工事請負契約に基づき請負者が請求できる債権金額と一致していること。

JV 案件の場合は、JV の名称、JV の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載及び使用した印が、JV 協定書と一致していること。

(4) 「公共工事代金債権信託契約書」の写しについて

請負者及び債権譲受人の記載が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

請負者及び債権譲受人の印影を印鑑証明書により確認する。

譲渡対象債権の表示が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

J V 案件の場合は、J V の名称、J V の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があること。

(5) 印鑑証明書について

発効日から 3 箇月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(6) 工事履行確認について

当該工事に関して既に前払金又は部分払金が支払われている場合は、当該工事の進捗状況が前払金等相当割合を概ね超えていることを確認する。

(7) 下請負人に対する支払計画書（様式 2 ）について

請負者が中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合は、支払計画書中、下請企業として中小企業者が存在し、当該中小企業者に対して代金支払等の予定があることを確認すること。

(8) 履行保証人の承諾書の写しについて

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されており、次に掲げる内容が確認できること。

承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること（役務保証特約付ではない。）

発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と上記 の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

3 債権譲渡の承諾手続

契約担当部署は、2 による確認で問題がない場合は、次のとおり手続を行う。

(1) 契約担当部署は、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。

(2) 契約担当部署は、決裁終了後、債権譲渡承諾書（様式 1 ）3 部に村長公印を押印し、承諾日付（原則として、決裁手続完了日）を記入する。その際、債権譲渡整理簿（様式 5 ）に必要事項を記載し、保管する。

- (3) 契約担当部署は、村長公印を押印し、承諾日付を記入した債権譲渡承諾書 3 部のうち請負者と債権譲受人にそれぞれ 1 部ずつ交付する。

なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

- (4) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、原則として、概ね 2 週間以内に行う。ただし、止むを得ない事情がある場合は、相当期間延長することができる。

4 債権譲渡の不承諾

契約担当部署が、請負者が工事請負契約書第 4 3 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合など、第一の 2 又は 4 の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 申請書類を受理した契約担当部署は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。

なお、債権譲渡不承諾通知書(様式 6)には、必ず不承諾とする理由を記入すること。

- (2) 契約担当部署は、決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書 3 部に村長公印を押印する。

- (3) 契約担当部署は、村長公印を押印した債権譲渡不承諾通知書 3 部のうち、請負者と債権譲受人にそれぞれ 1 部ずつを交付し、申請書類等を返却する。

なお、残りの債権譲渡不承諾通知書については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

- (4) 契約担当部署は、債権譲渡不承諾通知書を請負者と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

5 請負代金の請求

- (1) 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、村に対し支払いを請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、請負者は村に対し請負代金を請求することができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金の支払いを村に対し請求するときは、工事請負代金請求書(様式 7)を契約担当部署に提出するものとする。

- (3) 契約担当部署は、当該工事請負代金請求書を施工担当部署に送付し、施工担当部署は、工事代金債権の金額を確認のうえ、工事代金債権の支払先を、請負代金の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

6 契約変更の場合の取扱

- (1) 請負者は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に村に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- (2) 請負者及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(契約変更用)(様式 8) を作成の上、契約担当部署に提出するものとする。
- (3) 工事代金債権計算書(契約変更用) の提出を受けた契約担当部署は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認する。
また、請負者の印と工事請負契約書の印が同一であるか確認したうえで受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。
- (4) 上記(3) により工事代金債権計算書(契約変更用) を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
- (5) 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書(契約変更用) を債権譲渡承諾書とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

7 契約解除の場合の取扱

- (1) 債権譲渡を承諾した後に請負者の倒産等又はその他の理由により工事請負契約が解除された場合、契約担当部署は、第一の 3 ただし書きにより算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。
- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約解除用)(様式 9) を作成のうえ、契約担当部署に提出するものとする。
この場合、請負者の倒産等により、連署による工事代金債権計算書(契約解除用) の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- (3) 工事代金債権計算書(契約解除用) の提出を受けた契約担当部署は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により確

認し、記載に誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。

- (4) 上記(3)により工事代金債権計算書(契約解除用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
- (5) 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書(契約解除用)を債権譲渡承諾書とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

8 出来高の確認

- (1) 債権譲受人は、公共工事代金債権信託契約に基づき工事の出来高を確認する場合には、事前に工事出来高確認協力申出書(様式3)を契約担当部署に提出する。
- (2) 債権譲受人から工事出来高確認協力申出書の提出を受けた契約担当部署は、施工担当部署へ申出書を送付し、施工担当部署は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認める。
- (3) 債権譲受人又は債権譲受人から出来高確認の委任を受けた者は、工事現場へ立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、村から求められた場合は、速やかに提示する。

第三 希望制指名競争入札における指名選定等に係る留意事項

村は、請負者が債権譲渡を申請したことをもって、希望制指名競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをすることがないように留意する。

附 則

この取扱は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。